

## 1. 毎月顧問料（法人・個人とも）

月売上基準	年売上基準	利益基準※1	月仕訳数基準	月最小顧問料	月最大顧問料	旧報酬規定 (参考)
200万円未満	2,000万円未満	80万円未満	50仕訳未満	20,000	80,000	75,000
300万円未満	3,000万円未満	100万円未満	100仕訳未満	25,000	100,000	87,500
500万円未満	5,000万円未満	130万円未満	200仕訳未満	32,500	130,000	125,000
1,000万円未満	1億円未満	180万円未満	500仕訳未満	45,000	180,000	175,000
3,000万円未満	3億円未満	220万円未満	1,000仕訳未満	55,000	220,000	212,500
5,000万円未満	5億円未満	250万円未満	2,000仕訳未満	62,500	250,000	250,000
1億円未満	10億円未満	330万円未満	3,000仕訳未満	82,500	330,000	325,000
3億円未満	30億円未満	400万円未満	4,000仕訳未満	100,000	400,000	400,000
5億円未満	50億円未満	480万円未満	5,000仕訳未満	120,000	480,000	475,000
5億円以上	50億円以上	550万円以上	5,000仕訳以上	137,500	550,000	550,000

※ 利益基準は親族給与控除前利益とします。

※ 上記数字はすべて税抜金額とします。

※ 最小顧問料は、顧問先様がデータ共有による仕訳入力をほぼ行い、訪問のない場合の料金とします。

※ 顧問料は、会計業務・税務業務以外で動く必要がある場合、記帳代行、経理代行、仕訳精度、データ回収状況、訪問回数などを総合的に判断し、最小顧問料と最大顧問料の間で話し合いのうえ決定します。

## 2. 決算料（法人・個人とも）

決算料は月額顧問料の4カ月分から6カ月分とし最低10万円とします。消費税申告は最低1万円とします。

さらに節税対策をした場合には節税額の2割を別途請求します。

## 3. 注意事項

上記料金体系は予告なく変更する場合があります。

九州北部税理士会 所属

ふしはら税理士事務所

代表税理士 節原 隆男

〒803-0814

福岡県北九州市小倉北区大手町1-3-301

TEL 093-562-0030 / FAX 093-562-0105

<https://www.fushi-tax.com/> info@fushi-tax.com